

南陽市緊急経済対策第7弾<山形県との協調事業> 南陽市新・生活様式対応支援補助金

- 補助対象業種、事業者規模を拡大しました。
- 補助事業対象期間、申請受付期間を延長しました。

1 補助対象事業

市内事業者が、業種別ガイドラインに基づいて行う新しい生活様式への対応に取り組む事業
※国、県や市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は、補助対象事業となりません。

2 補助対象者・交付要件 以下(1)～(3)の全てに該当する法人又は個人事業主

- (1) 市内に事業所を有し、下記の表の業種を主として営む中小企業者
- (2) この補助金受給以降も事業継続の意思があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

【対象業種（日本標準産業分類：大分類）】

製造業	卸売業、小売業
建設業	金融業、保険業
宿泊業、飲食サービス業	情報通信業
生活関連サービス業、娯楽業	不動産業、物品賃貸業
教育、学習支援業	運輸業、郵便業 (中分類：鉄道業を除く。)
学術研究、専門・技術サービス業	鉱業、採石業、砂利採取業
電気業、ガス、熱供給、水道業	医療、福祉
サービス業 (中分類：政治・経済・文化団体、宗教を除く。)	

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補 助 率 : 10/10
- (2) 補 助 金 額 : 上限20万円 ※ただし下限を2万円とし、千円未満切捨てとします。
- (3) 補助対象経費 : 「新しい生活様式への対応」に係る下記の経費(税抜)

【補助対象経費】

経費区分	説 明
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費
②システム構築費	E C 販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤外注費	上記①から④に該当しない経費で、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

※ 対象経費についてご不明な点があれば、事前にお問合せください。

4 補助事業対象期間

令和2年4月7日（火）～令和3年2月26日（金）

5 申請手続

(1) 申請受付・問合せ先

南陽市商工会 住所：南陽市若狭郷屋839-1 電話：0238-40-3232
FAX：0238-40-2626

(2) 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～令和3年2月26日（金）＜必着＞

(3) 申請書類【1部提出】

- ① 令和2年度南陽市新・生活様式対応支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 補助対象経費がわかる資料の写し（領収書（内容記載のあるもの）、レシート等）
- ③ 機械装置等の設置状況がわかる写真
- ④ 納税証明書
- ⑤ 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- ⑥ 運転免許証などの顔写真付の本人確認資料の写し【個人事業者の場合】

6 その他

- ・ 審査結果は、令和2年度南陽市新・生活様式対応支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。
- ・ 申請は、1事業者1回までとします。
- ・ 申請に必要な様式は、市ホームページに掲載しています。